

城東区公告第 82 号
令和 8 年 7 月 27 日

大阪市長 横山 英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第 78 条において準用する地方税法第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、城東区役所窓口サービス課に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
岩切 秀憲	
中尾 真弓	
川戸 治	
美谷島 清	
森本 壽子	
向井 満男	
平山 悠羽	
横井川 美紀	
野澤 遼	
相良 嘉人	
杉浦 辰也	

笠原 大輔	
NICHOLAS PUTERA MARGONO	
小林 伸也	
辰巳 瞬	